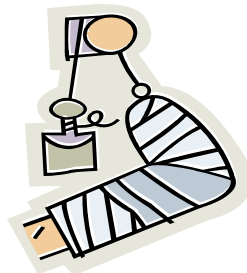




共済金支払請求に関するご案内書



<不慮の事故による入院・通院・手術編>

全労済自治労共済本部大阪府支部

●不慮の事故とは

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外因による事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が憎悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外因による事故とみなさない)となっています。

不慮の事故例：

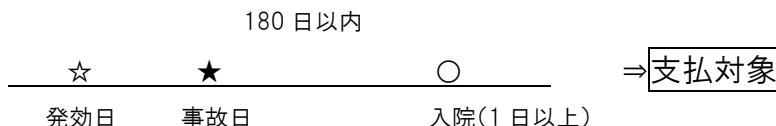
階段で転倒して足を骨折、調理中に鍋をひっくり返し火傷、交通事故による負傷など。

*一般的に、継続して同じ動作を繰り返し続けたことによる疾病(腱鞘炎、野球肘、テニス肘など)は、急激・偶発的・外因の要素がないため、不慮の事故を原因とするものとは認定されません。

●請求に際し、以下の点をご確認ください。

<傷害入院共済金>

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日を含めて180日以内に開始した1回の入院に対し、1日目から180日分を限度として共済金をお支払いします。



日帰り入院でも保障!
で、あんしん

<入院を伴う通院共済金>

① 傷害入院共済金が支払われる連続5日以上入院を伴う通院の場合

事故発生日を含めて入院開始日の前日までの通院および退院日の翌日から180日間の通院について、初日から60日分を限度として入院前事故通院共済金または退院後事故通院共済金をお支払いします。(傷害入院共済金が支払われる場合の通院は、1日目から対象です。)



② 傷害入院共済金が支払われる連続 5 日未満の入院を伴う通院の場合

事故発生日を含めて入院開始日の前日までの通院、退院日の翌日から 180 日間の通院について、初日から 30 日分を限度として入院前事故通院共済金または退院後事故通院共済金をお支払いします。(傷害入院共済金が支払われる場合の通院は、1 日目から対象です。)



<入院を伴わない通院共済金>

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日から 180 日間の 5 日以上¹の通院をした場合、1 回の事故につき 1 日目から 30 日分を限度として通院共済金をお支払いします。

固定具(ギブス・シーネ・コルセット等)を装着したときは、次のア)からウ)までの条件をすべて満たしている場合に限り、固定具装着期間を通院とみなして通院共済金をお支払いします。

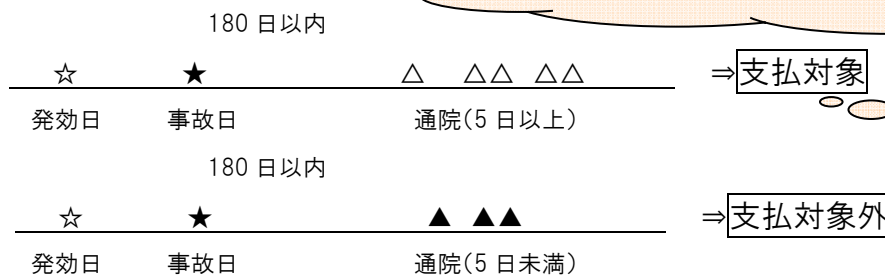
ア) 傷病名が、「骨折、脱臼、脊髄損傷、半月板損傷、筋・腱・靭帯断裂(損傷を含む)」。

イ) 傷害を受けた部位が、「手指、足指、鼻、顎骨(口腔内固定に限る)、歯牙」以外。

ウ) 傷病の治療を目的として、対象となる固定具が使用されていること。

固定具は、一部対象外となるものがあります。固定具の名称を確認のうえ、所属組合へお問合せください。

上記条件を満たしている場合は、固定具装着期間を通院とみなして支払可能!



不慮の事故の場合、通院のみでも支払可能! (5 日以上¹のとき)

<手術共済金>

受けられた手術が共済金支払対象となるかについて、診療報酬点数表に基づく手術コード(K コード)をご確認いただいた上で、所属組合へお問合せください。

* 手術コード(K コード)は医師もしくは病院の医事課でご確認できます。

* 手術共済金の認定の有無は、全労済独自で定めているものです。他保険とリンクしておりませんので、手術共済金のみのご請求の場合は、特に事前の確認をお勧めします。

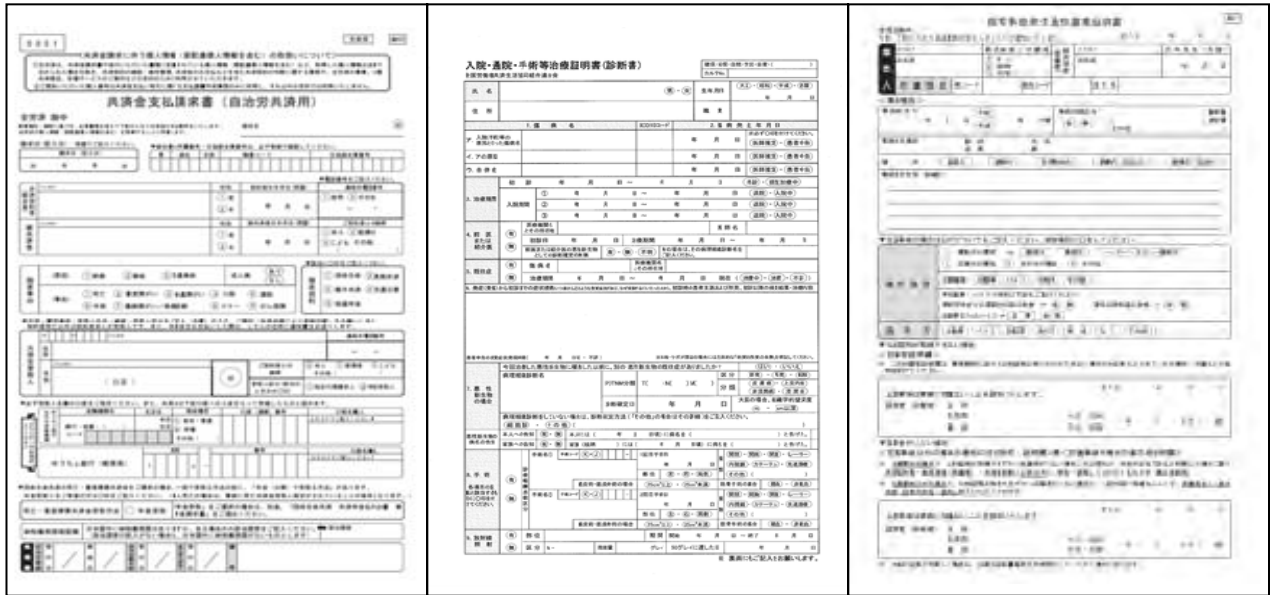
* 1 回の手術の中で複数種類の手術が行われたとき、また、同じ日に複数回の手術が行われたときは、それらの手術のうち、最も倍率の高いいずれか一つの手術を受けたものとして取り扱います。

<診断書料補助金>

所定の診断書原本を提出し、傷害入院共済金、通院共済金、手術共済金のいずれかが支払対象となった場合、1 事故につき 1 回、診断書料補助金として 5,000 円をお支払いします。

不慮の事故の請求に必要な書類<①~④・同意書をお取り揃えください。>

①共済金支払請求書 ②入院・通院・手術等治療証明書(診断書) ③傷害事故発生通知書兼証明書



④公的証明書(公務災害認定書、交通事故証明書など)

公的証明書とは次のとおりです(写し可)。公的証明が出ない場合は、傷害事故発生通知書兼証明書の目撃者証明欄に目撃者の証明を受けてください。目撃者もない場合には、ア)交通事故の場合は第三者の証明 イ)交通事故以外の不慮の事故の場合は受傷者本人(被共済者)自身が申告・証明してください。

交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書
公務上の災害による場合	公務災害認定申請書または公務災害認定書の写し
労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書または労働者災害補償保険支払決定・支払通知書の写し
エレベーターまたはエスカレーターの事故および建築物の倒壊または物の落下による事故の場合	その建築物の管理者が発行する事故証明書
上記以外の原因による場合	救急用自動車または消防用自動車の出動証明書 その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
その他	上記に準ずる不慮の事故等を証明する書類

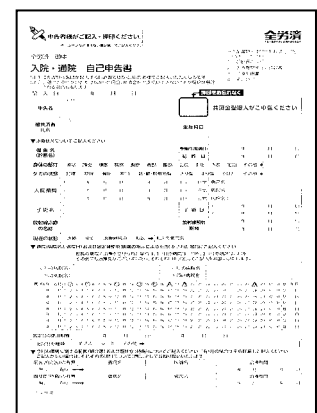
◆あわせて「同意書」「添付書類報告票(チェックシート)」の提出も必要です

<請求書類の簡素化> 簡素化の場合、診断書料補助金は支払対象外です

*1 事故に対する再請求の場合など、診断書料補助金の支払が出来ない場合等は、請求書類の簡素化として、入院・通院自己申告書とあわせて、入院・治療証明書(診断書)に代わる書類ア)からのオ)のいずれかを提出いただくことで請求が可能です。

- ア) 保険会社または他の共済事業での請求にあたって使用した診断書
- イ) 医療機関発行の各種証明書
- ウ) 医療機関発行の入院・通院費の領収書
- エ) 医療機関発行の診療明細書
- オ) その他この会が認める証明書(必要事項が記入されている場合)

プラス



<入院・通院自己申告書>

- * 固定具使用期間を請求する場合は、上記ア)イ)の書類の写し(傷病名・部位・固定具名・使用開始日・使用終了日が記載されたもの)に限り、請求が可能です。
- * 手術共済金を請求する場合は、上記ア)エ)の書類の写しに限り、請求が可能です。

記入にあたって、以下の点をご確認ください。

組合員の氏名をご記入ください
(共済契約者=組合員となります)

支払決定通知が送付されます。現住所をご記入ください

受取人は組合員が死亡・重度障害状態で請求できない場合を除き、組合員となります

事由に該当される方の氏名をご記入ください
(被共済者=診断書に氏名のある方となります)

該当の請求事由・請求契約に○印をしてください。

必ず押印してください

受取人と同一口座名義となります

0051 生命系 給03

共済金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて

共済金支払請求書(自治労共済用)

全労済 御中

請求日(記入日): 西暦でご記入ください

性別: ①男 ②女

契約者生年月日(西暦): 年 月 日

請求事由 (理由): ①疾病 ②事故 ③交通事故 ④成人病(あり/なし)

請求事由 (事由): ①死亡 ②重度障がい ③後遺障がい ④入院 ⑤通院 ⑥手術 ⑦傷病障がい/疾病診断 ⑧ドナー ⑨がん医療

請求契約: ①団体生命 ②長期共済 ③親子共済 ④交通災害 ⑤祝賀年金

住所: フリガナ

受取人名義の口座をご指定ください。また、共済金は下記口座への入金をもって受領したものと認めます。

ゆうちょ銀行(郵便局) 1 0

納税義務国確認欄: 日本国外に納税義務国はありますか。ある場合のみ該当国を記入ください。

届出人氏名は契約者(組合員)の氏名をご記入ください

事故発生場所、事故発生日、事故の状況等を詳しくご記入ください

事故の届け出をしている場合は公的証明書の提出をお願いします

傷害事故発生通知書要証明書

届出人氏名: フリガナ

事故発生場所: フリガナ

事故発生日: 年 月 日

事故の状況等: フリガナ

届出人住所: フリガナ

届出人電話番号: フリガナ

届出人印: (自署)

書類が揃いましたら、所属組合へご提出ください